



風鈴の音が  
心地よいころ  
となりました

NO.664  
平成24年  
7月1日号

この広報紙は、環境に  
配慮したバージンパルプ  
を使用しています。

発行 八街市  
編集 総務部秘書広報課  
発行日 毎月1日・15日  
〒289-1192  
千葉県八街市八街ほ35番地29  
☎ (043) 443-1111(代)  
ホームページ  
<http://www.city.yachimata.lg.jp/>

人口の動き 6月1日現在 人口 75,360人 (前月比-46人) 男 38,120人 女 37,240人 世帯数 30,033世帯

## 平成24年度分の保険税(料)納付書を送付します 一納期限内納付にご協力を!

「国民健康保険税納付通知書」と「後期高齢者医療納入通知書」を7月中旬に郵送します。  
納付書は綴られています。  
納付の際はお忘れにならないようご注意ください。

区分	計算方法	税率		
		医療保険分	後期支援分	介護納付分
所得割	(前年中の所得-33万円) × 税率	6.3%	1.7%	1.0%
資産割	固定資産税額(土地・家屋) × 税率	20%	-	-
均等割	年間1人当たりの税額	22,000円	9,000円	11,000円
平等割	年間1世帯当たりの税額	35,000円	-	-
限度額	打ち切り額	510,000円	140,000円	120,000円

①低所得世帯に対する軽減  
保険税の軽減  
保険税率はこれまでと変わりませんが、医療費の増加や地方税法の改正に伴い、課税限度額の引き上げ(医療保険分1万円、後期支援分1万円介護納付分2万円)を実施しました。世帯の所得額が基準額を超えない場合は所得額に応じて均等割・平等割が軽減(7割・5割・2割)され

國民健康保険に加入している方は、「給付を受ける権利」と同時に「保険税を納める義務」があります。重な財源です。納期限までに納付されますようお願いします。

### 國民健康保険税

- 平等割額の軽減
- 特定世帯(同一世帯内の国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことに

ます。(所得申告をしていないと軽減が受けられないとあります)  
②後期高齢者医療制度創設

保険税の軽減  
保険税率はこれまでと変化しませんが、医療費の増加や地方税法の改正に伴い、課税限度額の引き上げ(医療保険分1万円、後期支援分1万円介護納付分2万円)を実施しました。被用者保険から後期高齢者医療制度に移行すること

・低所得世帯に対する軽減  
國民健康保険税の軽減適用を受けている世帯で、後期高齢者医療制度への移行により国保の被保険者が減少しても、所得や世帯構成が変わらなければ、5年間移行前と同様の軽減が受けられます。

6月・8月は仮徴収、10月平等割が半額(17500円)となります。

・低所得世帯に対する軽減  
國民健康保険税の軽減適用を受けている世帯で、後期高齢者医療制度への移行により国保の被保険者が減少しても、所得や世帯構成が変わらなければ、5年間移行前と同様の軽減が受けられます。

6月・8月は仮徴収、10月平等割が半額(17500円)となります。

### 國民健康保険税の納付方法

給資格者および特定理由離職者(非自発的失業者)の方は離職の翌日からその翌年度末までの期間は、軽減が受けられます。(申請が必要です。)

までの世帯で、年金受給額が年額18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えない方です。なお、特別徴収の方は市に申し出ることにより口座振替による納付へ変更することができます。

※10月から特別徴収を開始する方は、納税通知書の課税世帯の明細書の「年金から天引き」と「普通徴収(納付書や口座振替による納付)」の2種類です。

特徴の方は、4月

から本徴収(決定期間)

6月・8月は仮徴収、10月

から本徴収(決定期間)

6月・8月は普通徴収(納付)

6月・8月は普通徴収(納付)

6月・8月は普通徴収(納付)

6月・8月は普通徴収(納付)

6月・8月は普通徴収(納付)

6月・8月は普通徴収(納付)

6月・8月は普通徴収(納付)

6月・8月は普通徴収(納付)

## 國民健康保険高齢受給者証が8月から新しくなります

現在使用されている國民健康保険高齢受給者証の有効期限が、7月31日で満了となります。新しい受給者証は、7月下旬に発送する予定ですが、届かない場合には国保年金課へ連絡してください。

詳しく述べてください。

詳しく述べてください。